

住宅等の修繕区分

滞在型体験農園及び農園住宅の、村と入居者の修繕の負担区分は次のとおりです。

場所	修繕箇所	区分		備考
		村	入居者	
天井・内壁	天井板の修繕	○		
	塗装（ペンキ塗り等）		○	
	ワックス・ニス塗り、壁紙(クロス)張替え		○	
	化粧板等の修繕		○	
	押入壁、中棚等の修繕	○		
床	ワックス・ニス塗り等		○	
	床板等の修繕	○		
	タイル、Pタイル等の修繕	○		
	根太、大引の修繕	○		
畳	畳表替え		○	
	畳台の修繕	○		
	畳下板、床組の修繕	○		
	カビ、ダニ等の駆除		○	
玄関ドア	扉本体、枠の修繕	○		ドアのパッキン（ゴム）は自己負担
	扉本体、枠の塗装		○	
	鍵、取手の修繕		○	
	ドアクローザー、蝶番等の修繕、調整		○	
	ドアガードの修繕		○	
金属製具	金属製建具（アルミサッシ等）本体、枠の修繕	○		
	鍵、取手の修繕		○	
	蝶番、サッシ錠等の付属金物の修繕		○	
	戸車の修繕		○	
	破損ガラス取替え		○	

場所	修繕箇所	区分		備考
		村	入居者	
木製建具	木製建具（洋室、トイレ等のドア）本体、枠の修繕	○		
	襖、障子等の張替え		○	
	襖、障子等の骨組みの修繕	○		
	鴨居、敷居の修繕	○		
	ガラリ戸の修繕	○		
	レール、戸車等の修繕		○	
	引手の修繕		○	
	蝶番、その他付属金物の修繕		○	
	破損ガラス取替え		○	
台所	流し台の天板修繕	○		
	流し台内部及び底板の張替え	○		
	流し台の扉等の表面板の張替え		○	
	給水管、排水管漏水	○		
	流し台の排水トラップ漏水	○		
	流し台の水栓修繕及びパッキンの取替		○	
	排水口目皿、トラップわんの修繕	○		
	流し台内部の付属物の修繕		○	
	レンジフードの修繕	○		日常の清掃は入居者にて実施
	排水管つまり清掃		○	共用部分に関わる場合は共益費負担
洗面所	洗面器本体破損		○	
	洗面台の扉等化粧板の張替え		○	
	洗面台の取手、蝶番等付属物の修繕		○	
	洗面器排水トラップの漏水	○		
	洗面器の水栓修繕及びパッキンの取替		○	
	洗面器ゴム栓の取替		○	
	洗面台固定金物の修繕	○		
	給水管、排水管漏水	○		
	排水管つまり清掃		○	共用部分に関わる場合は共益費負担

場所	修繕箇所	区分		備考
		村	入居者	
庭	縁台板等の修繕		○	土台部分については村負担
	外灯の修繕(球は除く)	○		
	外灯の球の取替え		○	共用部分に関わる場合は共益費負担
	草刈り、庭木の手入れ		○	
	雨水樋等のつまり清掃		○	共用部分に関わる場合は共益費負担
棚等	押入の棚板、底板の修繕	○		
	棚本体、棚板の修繕	○		
	蝶番等付属物の修繕		○	
トイレ	便器本体の破損		○	
	便座・ペーパーホルダーの修繕		○	
	ロータンク本体の破損		○	
	ロータンクボールタップの修繕	○		
	ロータンクラバーボールの修繕		○	
	給水管、排水管漏水	○		
	排水管つまり清掃		○	共用部分に関わる場合は共益費負担
浴室	シャワーセットの修繕		○	
	シャワー混合水栓修繕及びパッキン取替		○	
	化粧棚及び鏡の破損		○	
	給水管、排水管漏水	○		
	排水口目皿、わんトラップの修繕	○		
	排水管つまり清掃		○	共用部分に関わる場合は共益費負担
ガス	湯沸器のリモコン等不良		○	
	ガスコック取替		○	
	ガスホース取替		○	
	ガス管漏れ	○		

場所	修繕箇所	区分		備考
		村	入居者	
洗濯場	洗濯用水栓修繕及びパッキンの取替		○	
	洗濯機置き及び洗濯機置きのトラップの修繕	○		
	給水管、排水管漏水	○		
	排水管つまり清掃	○		共用部分に関わる場合は共益費負担
電気・クーラー	電灯スイッチ、コンセント		○	
	ブレーカー等の修繕	○		
	屋内配線の修繕	○		
	電灯器具の修繕	○		浴室・トイレ照明等村設置の電灯器具のみ
	換気扇の修繕	○		日常の清掃は入居者にて実施
	電話接続端子の修繕		○	
	クーラーの故障	○		日常の清掃は入居者にて実施
	クーラースリーブキャップの取替え		○	
その他	害虫駆除（白蟻を除く）		○	白蟻駆除は村負担
	建物外壁、屋根、階段の修繕	○		通しボルトの調整は除く
	通しボルトの調整		○	
	ワイヤーメッシュ（猪侵入防止柵）・鉄筋		○	
	消火器取替え	○		

※ 渡嘉敷村滞在型体験農園の設置及び管理に関する条例第19条により、入居者の責によるものは村負担区分であっても入居者負担となりますのでご注意ください。

※ 村の負担で修繕する必要があるときは役場までご連絡下さい。

渡嘉敷村役場 観光産業課（TEL 098-987-2323）